

農業者の皆さまへ



■□ 農業者価格高騰支援事業 □■



町では、令和5年度の肥料・農薬価格の高騰による農業経営への影響緩和のため、農業者の経費価格高騰分を支援する農業者価格高騰支援事業を実施いたします。

申請される方は必要書類を持参の上、産業課までお越しください。

1. 支援対象者
 - ① 鶴田町在住の農業者（農作物を出荷・販売している方のみ）
 - ② 農業者の組織する団体（共同防除組合等）
2. 支援対象資材
 - ① 肥料：県実施の「肥料価格高騰対策事業」で化学肥料低減を行い、
交付決定された方（令和5年度春肥申請受付分）
（購入した金額が合計で3万円以上の方）
 - ② 農薬：令和5年1月～12月までに購入したもの
（購入した金額が合計で9万円以上の方）
3. 支援の内容
 - ① 肥料価格高騰支援：肥料価格高騰分（高騰率1.4）の化学肥料低減分（低減率0.9）の30%以内
【計算例】対象となる肥料費が3万円の場合
[3万円－(3万円÷1.4÷0.9)]×30%=1,857円
 - ② 農薬価格高騰支援：農薬価格高騰分（高騰率1.0791）の30%以内
【計算例】対象となる農薬費が9万円の場合
(9万円×0.0791÷1.0791)×30%=1,979円
※1円未満は切り捨てさせていただきます。
（注）支援金交付にあたって、振込手数料は、交付決定額から控除させていただきます。
4. 申請受付期間 令和6年3月29日（金）まで
5. 必要書類
 - ① 領収書・納品書等購入したことが分かる書類
（令和5年春肥分、令和5年1月～12月に購入した農薬）
 - ② 支援金振込先の通帳（表面と1枚めくった面の写し）
 - ③ 印鑑（認め印可）
6. 交付予定日 令和6年5月末（※現時点での予定です。）

◆つがるにしきた農協鶴翔支店で購入された方は、申請不要です。つがるにしきた農協鶴翔支店以外で購入したのものもある場合は、申請が必要となりますので、ご注意ください。

◆共防に加入していれば、共防としての申請となります。共防に加入していても、個人で購入した分は申請が必要となります。